

## 箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、林業の振興を図るため個人住宅に設置するペレットストーブ又はペレットボイラー（以下「ストーブ等」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ペレット 間伐材や製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。
- (2) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。
- (3) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に居住する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一世帯員も含め町税等に滞納がない者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者

### (助成対象経費及び助成金額)

第4条 補助金の対象となる経費は、個人住宅に設置するストーブ等本体の購入に要する経費とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の10分の10以内とし、1台につき20万円を上限とする。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付にあたっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 購入するストーブ等は新品であること。
- (2) ストーブ等の購入にあたっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。
- (3) 使用するペレットは、長野県産ペレットであること。また、長野県産ペレットに関しあらかじめペレットの販売業者との間で、協定の期間（3年間）を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 購入するストーブ等の見積書及び仕様書
- (2) 設置予定箇所の位置図
- (3) 設置予定箇所を確認できる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類  
(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容を変更するとき、又は事業を中止しようとするときは、遅滞なく次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。  
箕輪町ペレットストーブ等設置事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったとき。  
箕輪町ペレットストーブ等設置事業完了期限延長承認申請書（様式第3号）
- (3) 事業を中止しようとするとき。  
箕輪町ペレットストーブ等設置事業中止承認申請書（様式第4号）  
(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) ストーブ等の購入先及び代金の支払いが確認できる書類
- (2) ストーブ等の設置状況写真
- (3) ペレット販売業者との協定書の写し  
(補助金の交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、町長が定める期限までに箕輪町ペレットストーブ等設置事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(財産処分)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）は、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。